# 令和3年度第1回秋田市社会福祉審議会会議録

日 時:令和3年5月26日(水) 午後1時30分~午後2時45分

場 所:秋田市役所正庁

出席者:委員40名(正委員52名中40名)

傍聴者なし

欠席者:稲見育大委員、佐々木亮次委員、塩谷正文委員、千葉俊彦委員

水木卓委員、森合清子委員

(以上児童専門分科会:6名)

石垣智委員、三浦雅子委員

(以上障がい者専門分科会:2名)

菊地雅明委員、熊谷肇委員、萩原智代委員

(以上高齢者専門分科会: 3名)

原義彦委員

(以上地域福祉専門分科会:1名)

### 主な説明や意見

## 【委員長選出】

(事務局)

委員長の選出は、社会福祉法第10条の規定により、委員の互選によって定めることとなっている。

どなたか、委員長のご推薦をお願いする。

(黒崎委員)

前任期で委員長を務めていた秋田大学医学部長の尾野委員を、委員長に推薦する。

(委員)

異議なし(拍手あり)

(事務局)

異議がないことから、尾野委員に秋田市社会福祉審議会 委員長をお願いすることとし、社会福祉法第10条の規定 により、会務を総理するとされている委員長に、議事の進 行をお願いする。

(尾野委員長)

(尾野委員長就任あいさつ)

# 【副委員長の指名】

(尾野委員長)

秋田市社会福祉審議会運営要綱第2条の規定により、副 委員長は委員長が指名することとされていることから、本 日欠席であるが、前の任期に引き続き、副委員長に原義彦 委員を指名する。異議はないか。

(委員)

異議なしの声あり

(尾野委員長)

原委員には、後日改めて私と事務局で副委員長の就任に ついて説明し、お願いすることとする。

## 【専門分科会の指名】

(尾野委員長)

社会福祉法施行令第2条第1項および秋田市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定により、審議会の専門分科会に属すべき委員は、委員長が指名することとされている。

5つの専門分科会については、会議資料1ページから2ページの「社会福祉審議会委員名簿」の「専門分科会」の欄のとおり指名する。

また、地域福祉専門分科会および民生委員審査専門分科会のうち、他の専門分科会との兼務の委員は、名簿の「兼務」の欄のとおり指名する。

【「秋田市成年後見制度利用促進基本計画(仮称)」の策定について】

(長寿福祉課)

※会議資料4ページから6ページにより説明

(尾野委員長)

ただいまの説明に質問や意見はないか。

私から1点質問させていただく。今現在、成年後見制度 の利用者数はどのくらいか。

(長寿福祉課)

令和 2 年 7 月 3 1 日現在で、市内では 3 3 5 名が利用している。

(小林顕委員)

本計画について、地域福祉専門分科会の方で審議すると のことである。臨時委員を委嘱するとのことだが、どうい う方が委嘱される予定なのか。 (長寿福祉課)

秋田県司法書士会、秋田社会福祉士会、秋田弁護士会、 秋田県精神保健福祉士会、秋田県中央地区介護支援専門員 協会、秋田県医療ソーシャルワーカー協会を考えている。

(小林顕委員)

要望として、臨時委員の中に当事者も入れていただければと思う。本制度は認知症の方や、知的障がい者、精神障がい者にとって非常に重要な制度であり、計画には当事者の意見も入るべきだと考える。

(長寿福祉課)

臨時委員としては、6団体に決定し依頼している段階で ある。

(尾野委員長)

6ページの策定スケジュールを見ると、審議の段階で市議会での説明やパブリックコメントの実施等広く意見を求めながら1年かけて策定していくように感じるが、その理解で良いか。

(長寿福祉課)

そのとおりである。

(尾野委員長)

意見を求める場があるということだが、いかがか。

(稲庭委員)

私としてもぜひ当事者を入れていただきたい。私は成年後見制度を利用する際の診断書を書いている。また家庭裁判所にも嘱託として関わっている。その立場から申し上げると、以前は家庭裁判所内の調査員が成年後見人に選任された人がきちんと仕事をしているか、不正行為をしていないかチェックしていた。しかし最近家庭裁判所が上手く機能しておらず、トラブルが発生している。臨時委員として選任される人たちは、「成年後見人はお金の管理や物事の決定を行うもの」という認識の人が多いように感じないる。家族など当事者に関係が近い人びとが加わることで、どうすれば利用者にとって最適な成年後見制度になるのかという議論ができるのではないかと思う。当事者やその家族、または成年後見制度の制度設計の過程を知っている人物を審議の場に入れるべきである。

(尾野委員長)

事務局として検討の余地があるか。

(長寿福祉課)

検討することとする。

(尾野委員長)

事務局と私で前向きに検討していくこととする。では、他に意見がないものとして、秋田市社会福祉審議会運営要綱第3条に基づき、地域福祉専門分科会に審議を一任し、2月の全体会で答申案を審議することでよろしいか。

### ※異議なし

※その後の検討において、小林顕委員と石村照子委員が地域福祉専門分科会への兼務を指名された。

## 【令和3年度当初予算の概要について】

(事務局)

※会議資料7ページから28ページにより説明

(尾野委員長)

今説明のあった報告について、質問や意見はあるか。

(遠藤委員)

資料20ページ項目9「高齢者コインバス交通系ICカード導入事業」について質問したい。なぜ福祉保健部で予算を計上するのか。ICカードにあえて補助金を支出する理由を教えていただきたい。

(長寿福祉課)

高齢者コインバス事業の予算については大きく分けて2つあり、ICカードを用いない従来通りのものとICカードの導入準備に用いるものがある。従来通りのものを残しつつ、一般のバスのICカード導入に伴い、コインバスもICカード化するものである。

(尾野委員長)

つまり、交通機関が I Cカードを導入するのに合わせて、コインバスでも I Cカードを導入するようになるとのことか。

(長寿福祉課)

そのとおりである。コインバス事業をICカード化することにより、利用実績が把握できるのでバス会社への負担金の金額もより正確なものになっていくというメリットも

ある。

# (澤口委員)

大きく分けて4つ質問がある。本日は時間の関係ですべてに回答は難しいと思うので、その場合はメール等での回答を希望する。(回答:別表のとおり)

- 1 新型コロナウイルスに対する対応について
- 2 防災の日に関連した市の危機管理体制について
- 3 虐待防止に関する具体的施策について
- 4 発達障がい児への具体的な支援策について

この中で1つめに挙げた新型コロナウイルスに対する対 応について、現在、市内の保育施設でクラスターが発生し たので、具体的にお聞きしたい。クラスターが発生した際 に、保健所の検査数に限界があるとのことで検査数を絞っ て欲しいと言われた。これについて保護者からは「どうし て自分の子どもは対象外なのか」と聞かれるが施設では説 明しきれなかった。一昨日(5月24日)には各保育施設 に抗原検査キットが配布された。簡易的な検査が可能なの であれば、陽性者が出た施設での検査を実施することで保 護者の不安を払拭できるのではないかと感じた。また最初 の保健所での説明は「PCR検査の対象となった子どもの 保護者には市から連絡する」とのことだったが、翌日に 「施設から連絡するように」と変更された。しかし、市内 の小学校での事例を聞くと学校からPCR検査対象者に連 絡することはないということであった。なぜ、保育施設と 小学校で対応が変わるのか。今は小康状態であるが、また クラスターが起こる可能性もある。実際、保健所としては どの程度PCR検査を実施できる能力があるのか。またク ラスターが発生した際の対応能力について具体的にお聞き

(保健総務課)

保健所としては、陽性者が出た場合に行動歴を聞き取り、検査が必要な方に連絡している。教育機関や保育施設等で同じクラスであれば全員検査して欲しいという心情は察するが、市としては席の配置等を考慮し医師である保健所長の指示に基づいて検査対象者を割り出している。 PC R検査がどの程度対応できるかについて、毎日継続して行

うことができる数としては50程度である。クラスターの 発生など緊急時には職員が時間外対応をして検査数を増や していっている。

(澤口委員)

検査数50という数字は人口30万都市としては少ないように感じる。PCR検査の対象となっても検査が先延ばしされ、保護者からは不安の声が聞かれた。その際に保育施設で、保健所の検査に限りがあるので我慢するように伝えることはできない。今後またクラスターが発生した場合に備えて保健所の体制を整えるべきだということを意見として述べさせていただく。

(尾野委員長)

貴重な意見だったので秋田市への要望として承る。

9ページから10ページで昨年との比較をすることができる。軒並み減っているように感じるが特に「老人福祉費」「社会福祉施設費」および「母子福祉費」は前年度比20%以上減っているが理由はあるのか。

(福祉総務課)

福祉保健部について社会福祉施設費については毎年計上 しているものだが、施設整備に関連した増減が大きな要因 である。その他については必要な施策等を絞ったため予算 が圧縮傾向になっている。

(子ども総務課)

子ども未来部の「母子福祉費」の減少については、母子 父子自立支援員2名の報酬等について計上先を変更したこ とから減少したものである。

(尾野委員長)

了解した。

【その他:各専門分科会の予定について】

(事務局)

各専門分科会については、別日の開催となっている。後 日各担当課から案内を郵送する。

以上